証券コード9237
2024年１月12日
（電子提供措置の開始日2023年12月29日）

株　主　各　位

大阪市西区京町堀一丁目８番33号
株 式 会 社 笑 美 面
代表取締役社長　**榎 並　将 志**

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年１月29日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第14期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://emimen.co.jp/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

敬　具

記

1. **日　　時**　2024年１月30日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪府大阪市中央区今橋二丁目５番８号 トレードピア淀屋橋10階
ＴＫＰガーデンシティ大阪淀屋橋　バンケット10Ｂ
3. **目的事項**

報告事項　第14期（2022年11月１日から2023年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2022年11月１日から
2023年10月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行し、経済活動の正常化が進み、景気の回復が見られました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や、円安進行による物価上昇の加速は国内の個人消費に影響を与えており、先行きは依然として不透明な状態が続いております。

介護分野におきましては、超高齢社会を背景に今後サービスに対する需要の増加が予想されております。今後も高齢者人口は増加していき、これに伴い高齢者単独世帯も増加し、介護サービスに対する需要拡大が見込まれます。一方で、介護業界における雇用情勢については、介護職員の人材確保が課題となっております。

このような環境のもと、当社はシニア関連サポート事業において、病院のメディカルソーシャルワーカー等の紹介パートナー及びシニアホーム運営法人との連携強化により継続的なサービスに努めてまいりました。

以上の結果、営業収益は814百万円（前期比33.6％増）となりました。

営業費用は、主に人件費や営業に係る旅費交通費等の増加により699百万円（前期比19.6％増）、営業利益は114百万円（前期比361.6％増）、経常利益は97百万円（前期比317.1％増）、当期純利益は105百万円（前期比202.5％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資は、次のとおりであります。

ソフトウェア（ケアプライムコミュニティサイト）　　10,064千円

(3) 資金調達の状況

2023年10月26日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額319百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、事業を通じて介護家族が高齢者に対する「心の介護」に専念できるよう、「介護家族にとって、シニアホーム介護の利用が『ポジティブ/当たり前』になっている状態」を目指し、社会変化（インパクト）「介護家族が心の介護に向き合い、高齢者が笑顔で居る社会」の実現に向け、中長期的に各サービスにおいて、以下の取組みを推進してまいります。

①「マッチするシニアホームとの出会いにより、負担が軽減している介護家族が47都道府県で増加」

シニアライフサポート事業においては、入居検討者がシニアホームへの入居を検討するにあたり、家族との話し合いの場（家族会議）を持つことで、家族内でシニアホームの納得感が醸成され、家族をシニアホームに入居させることに対する介護家族の心理的負担が大きく削減されると考えており、シニアホームへの入居を検討している家族に対して家族会議の場を持つことを推奨し、それを経営指標としてモニタリングしております。今後もサービスの深耕及び拡大のため、継続的にコーディネーターの積極的な採用とサービスの均質化によるオンボーディングに注力することにより、社会インパクトの創出に努めてまいります。

②「自らの強みを伸ばしてサービスの質を上げ、介護家族に安心を提供しているシニアホームの増加」

ケアプライム事業においては、プラットフォーム「ケアプライムコミュニティサイト」に参加するシニアホーム間の経営情報の流通を実現し、それを活かしてサービスの質を向上したいという意欲の持つシニアホーム運営事業者に必要な情報を提供するものであり、特に、加盟するシニアホームに自らの強みを認識いただくことに重点を置いております。今後も登録数の増加に加え、プラットフォーム「ケアプライムコミュニティサイト」の提供価値を明確に伝え、参加者の理解を深めることで社会インパクトの創出に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第11期 自 2019年11月１日 至 2020年10月31日	第12期 自 2020年11月１日 至 2021年10月31日	第13期 自 2021年11月１日 至 2022年10月31日	第14期 自 2022年11月１日 至 2023年10月31日
営業収益	327,752 千円	429,918 千円	609,702 千円	814,287 千円
経常利益又は経常損失（△）	△86,352 千円	△73,454 千円	23,470 千円	97,890 千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△91,783 千円	△78,533 千円	35,021 千円	105,957 千円
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	△56 円 79 銭	△48 円 37 銭	21 円 10 銭	63 円 66 銭
総資産	334,243 千円	271,418 千円	312,053 千円	788,684 千円
純資産	42,601 千円	3,986 千円	39,007 千円	464,389 千円
１株当たり純資産	26 円 25 銭	2 円 40 銭	23 円 50 銭	239 円 41 銭

（注）1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は2023年６月30日付で普通株式１株につき30株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年10月31日現在）

事　　業	主要なサービス
シニア関連サポート事業	シニアライフサポート事業 ・シニアホーム紹介サービス ケアプライム事業 ・シニアホーム運営コンサルティング

(8) 主要な事業所（2023年10月31日現在）

名　　称	所　在　地
大阪本社	大阪府大阪市西区
東京板橋オフィス	東京都板橋区
東京錦糸町オフィス	東京都墨田区
神奈川オフィス	神奈川県横浜市港北区
埼玉オフィス	埼玉県さいたま市大宮区
新大阪オフィス	大阪府大阪市淀川区
大阪堺オフィス	大阪府堺市堺区
兵庫オフィス	兵庫県西宮市
福岡オフィス	福岡県福岡市南区

（注）2023年12月１日付をもって、東京板橋オフィス、東京錦糸町オフィスを統合し、東京都千代田区へ移転し、東京神田オフィスを開設しております。

(9) 従業員の状況（2023年10月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79名	４名増	36.1歳	2.2年

(10) 主要な借入先（2023年10月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社りそな銀行	79,018 千円
株式会社日本政策金融公庫	48,230
株式会社徳島大正銀行	8,332

2. 会社の株式に関する事項（2023年10月31日現在）

(1) 発行可能株式の総数　　6,600,000株
(2) 発行済株式の総数　　1,939,750株
(3) 株主数　　1,036名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
榎並　将志	928,980株	47.89%
ヘルスケア・ニューフロンティア投資事業有限責任組合	109,500	5.64
株式会社SBI証券	78,500	4.04
三菱UFJキャピタル６号投資事業有限責任組合	45,000	2.31
住友生命保険相互会社	45,000	2.31
アクサ生命保険株式会社	45,000	2.31
梅田スタートアップファンド１号投資事業有限責任組合	39,120	2.01
りそなキャピタル４号投資事業組合	30,000	1.54
株式会社ペイフォワード	30,000	1.54
楽天証券株式会社	29,900	1.54

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回 新株予約権	第３回 新株予約権	第５回 新株予約権
保有状況	取締役（監査等委員を除く）	２名　404個	２名　196個	２名　450個
	取締役（監査等委員）	１名　68個	２名　87個	１名　30個
新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		14,160株	8,490株	14,400株
新株予約権の払込金額		無償	無償	無償
権利行使時に出資される財産の価額		17円	1,094円	1,094円
行使の条件		（注）	（注）	（注）
新株予約権の行使可能期間		自 2020年５月１日 至 2028年３月31日	自 2022年８月１日 至 2030年６月30日	自 2025年２月１日 至 2032年12月31日

（注）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

		第５回 新株予約権
従業員等への交付状況	当社従業員	71名　990個
新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		29,700株
新株予約権の払込金額		無償
権利行使時に出資される財産の価額		1,094円
行使の条件		(注)
新株予約権の行使可能期間		自 2025年２月１日 至 2032年12月31日

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎並　将志	
取締役	木下　裕司	ＣＯＯ（最高執行責任者）
取締役	西田　明美	ＣＦＯ（最高財務責任者）兼管理部長
取締役 （監査等委員）	鵜飼　明子	
取締役※ （監査等委員）	岩﨑　良亮	
取締役※ （監査等委員）	牧野　誠司	弁護士法人賢誠総合法律事務所　代表社員 株式会社Professional Enterprises　代表取締役 株式会社コード　取締役 矢野食品株式会社　監査役 株式会社ベストケア・パートナーズ　社外監査役 株式会社石川エナジーリサーチ　社外監査役

（注）1. ※は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員である社外取締役　岩﨑良亮氏及び牧野誠司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、常勤の監査等委員として鵜飼明子氏を選定しております。常勤の監査等委員として選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査担当等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化することができるものと考えているからであります。
4. 岩﨑良亮氏は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 2023年６月30日をもって監査等委員である社外取締役　青木武士氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役２名との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である取締役については同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	対象となる役員の員数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3 (－)	30,300 (－)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	8,400 (3,600)
合　計 (うち社外取締役)	6 (2)	38,700 (3,600)

(注) 期末現在の監査等委員である取締役の人員は3名（うち社外取締役2名）であります。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2021年1月28日開催の定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年1月28日開催の定時株主総会において、年額3千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

③ 取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬等の内容についての決定方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

≪決定方針の決定方法≫

決定方針については、取締役会において決定しております。

≪決定方針の内容の概要≫

基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬のみで構成する。

（1）基本報酬（固定報酬）

当社の取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、職掌範囲、コンピテンシー評価に応じて、他社水準、当社の業績、従業員の給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

（2）取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議により決定するものとする。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職先「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであり、岩﨑良亮氏及び牧野誠司氏と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び主な活動状況
取締役 (監査等委員)	岩﨑　良亮	当事業年度取締役会18回開催のうち18回出席、監査等委員会18回開催のうち18回出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜及び適切な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	牧野　誠司	当事業年度取締役会18回開催のうち18回出席、監査等委員会18回開催のうち17回出席し、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、客観的な視点から適宜質問及び指摘を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当社	19,000千円	2,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(4) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、監査等委員会において方針を決定する会計監査人の解任又は不再任の方針については、特に定めておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上重要な課題であると考え、取締役会において以下の基本方針を決定し、当社の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信頼の獲得と機能のさらなる拡充、業績の向上に努めるものであります。本方針は、当社の全役職員（顧問、嘱託含む）に適用されます。また、業務委託契約及び派遣契約等に基づき、当社の事業所に常駐し、勤務する者にもそれぞれ準用されます。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

b. 当社は、企業理念を念頭に事業活動を行うとともに、法令等を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを最優先事項とする。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンスに関する行動規範を制定し、当社に周知徹底を図る。

c. 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス内部通報規程に基づき、当社のコンプライアンス総合窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

d. 監査部門は、業務執行部門から独立し、当社における業務の適正性及び効率性につき監視を行う。

e. 監査は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。

b. 当社は、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会・経営会議等を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

b. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を業務規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。

⑤　財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査等委員の職務を補助する従業員（監査等委員補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置する際には、予め監査等委員に同意を求めることによって、当該監査等委員補助者の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保し、予算を策定する。

b. 取締役は、監査等委員補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査等委員の同意を得るものとする。

c. 監査等委員補助者は、他部門の職務を兼務せず、監査等委員の指揮命令に従うものとする。

⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査等委員会に報告する。

b. 監査等委員が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、当社の取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。上記重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

c. 当社のコンプライアンス部門は、当社のコンプライアンス相談窓口に報告された事項を、都度監査等委員会に対して報告する。当社は、コンプライアンス行動指針に基づき、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

d. 監査等委員会への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

e. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ使用人との連絡会を開催し報告を受ける。

f. 使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

a. 監査等委員会は、監査費用の予算、監査等委員が行う職務の遂行に関する事項など監査等委員がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について決議します。

b. 当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役と会計監査人は、監査等委員と定期的な面談を行う。

b. 取締役は、監査等委員の職務の適切な遂行のため、会社の関係者（取締役、業務執行者、監査等委員、内部監査部門等）との意思疎通、情報の収集･交換が行える体制を整備する。

c. 取締役は、監査等委員の職務の遂行に当たり、監査等委員が、必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにする等、監査環境の整備に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及びリスク管理体制に関する取組み

当社は、全社的なコンプライアンス及びリスク管理体制の強化・推進のため、以下の事項を実施しております。

・「コンプライアンス規程」「リスクマネジメント規程」の規定
・コンプライアンス委員会（社長を委員長とする）及びリスクマネジメント推進委員会の定期的開催
・内部監査室による各業務における諸法令及び諸規程の遵守状況の定期的監査
・内部通報制度の整備による法令及び企業倫理違反の早期発見と迅速な対応
・役員及び従業員に対する動画聴講等によるコンプライアンス教育

② 取締役の職務の執行について

当社は、当事業年度において取締役会、経営会議を原則として毎月１回開催、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各取締役より業務執行状況が報告され、重要事項について審議し、決議が行われております。社外取締役は独立した立場から必要な発言や助言を行った上で決議に加わり、経営の監視・監督を行っております。

③ 監査等委員会の職務執行について

監査等委員会は、以下の事項を実施し、当事業年度において監査等委員会を原則として毎月１回開催、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を行い、経営監視機能の強化・向上を図っております。

・取締役会等の重要会議への出席
・各取締役及び使用人と意見交換できる定期的機会の確保
・コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント推進委員会への出席
・重要な決裁書類等の閲覧
・会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換による連携

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えているため、内部留保資金の充実を図り、財務体質強化・優秀な人材の採用及び育成・内部管理体制強化等の原資として有効活用し、企業価値をさらに高めることで株主の期待に応えていきたいという考えがあります。

今後の配当政策の基本方針としましては、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2023年10月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		**（負　債　の　部）**	
流　動　資　産	**716,428**	**流　動　負　債**	**202,632**
現　金　及　び　預　金	590,560	買　掛　金	2,216
売　掛　金	104,137	一年内返済予定長期借入金	22,368
前　払　費　用	18,995	未　払　金	43,788
そ　の　他	3,364	未　払　費　用	41,434
貸　倒　引　当　金	△629	未　払　法　人　税　等	25,250
固　定　資　産	**69,180**	未　払　消　費　税　等	28,341
有　形　固　定　資　産	**5,894**	契　約　負　債	1,237
建物附属設備（純額）	5,199	返　金　負　債	5,851
工具器具備品（純額）	695	預　り　金	947
無　形　固　定　資　産	**10,226**	賞　与　引　当　金	31,155
ソ　フ　ト　ウ　ェ　ア	10,226	そ　の　他	41
投資その他の資産	**53,059**	**固　定　負　債**	**121,662**
出　資　金	50	長　期　借　入　金	113,212
敷　金	8,944	退　職　給　付　引　当　金	3,115
差　入　保　証　金	4,680	資　産　除　去　債　務	5,335
破　産　更　生　債　権	0	**負　債　合　計**	**324,294**
繰　延　税　金　資　産	39,384	**（純　資　産　の　部）**	
そ　の　他	0	**株　主　資　本**	**464,389**
繰　延　資　産	**3,075**	資　本　金	229,670
株　式　交　付　費	3,075	資　本　剰　余　金	179,670
		資　本　準　備　金	179,670
		利　益　剰　余　金	55,047
		その他利益剰余金	55,047
		繰越利益剰余金	55,047
		純　資　産　合　計	**464,389**
資　産　合　計	**788,684**	**負債・純資産合計**	**788,684**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2022年11月１日から
2023年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
入居者紹介手数料	683,935	
業務受託収入	128,513	
その他の収入	1,838	**814,287**
営業費用		**699,625**
営業利益		**114,662**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	1	
受取手数料	50	
その他	82	135
営業外費用		
支払利息	1,079	
上場関連費用	15,701	
株式交付費	126	16,907
経常利益		**97,890**
税引前当期純利益		**97,890**
法人税、住民税及び事業税	18,331	
法人税等調整額	△26,397	△8,066
当期純利益		**105,957**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年11月１日から
2023年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
2022年10月31日残高	69,958	19,958	△50,909	39,007	39,007
事業年度中の変動額					
新株の発行	159,712	159,712		319,424	319,424
当期純利益			105,957	105,957	105,957
事業年度中の変動額合計	159,712	159,712	105,957	425,381	425,381
2023年10月31日残高	229,670	179,670	55,047	464,389	464,389

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

(2) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の将来の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき算定した期末要支給額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) シニアライフサポート事業（シニアホーム紹介サービス）

シニアホーム紹介サービスにおける履行義務は、入居検討者が希望する条件や必要な設備等が備わっているシニアホームを紹介するサービスを提供することであり、当該履行義務は、当社からシニアホームへ紹介した入居検討者がシニアホームへ入居した日を履行義務の充足日として収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね３か月以内に受領しており、当該シニアホーム運営事業者との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

また、主に契約後３か月以内の解約に対して返還条項を設定しており、その場合においては入居後３か月以内の退去について対価の一部を返金する義務を有しております。過去の実績等により返金額を見積り、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

(2) ケアプライム事業（シニアホーム運営コンサルティング）

シニアホーム運営コンサルティングは、主にシニアホームに関連する運営マッチングを提供しております。運営マッチングは、主に第三者間のニーズのマッチングを行い、マッチング成立に関する義務を負っております。

当該履行義務は、第三者間での取引契約が成立した時点で充足すると判断し、当該契約時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費……株式交付費は、３年間の均等償却によっております。

会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　39,384千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

将来の課税所得の見積りは、経営計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、シニアライフサポート事業におけるコーディネーター数及び一人当たり成約件数並びに平均単価、ケアプライム事業における案件成約率及び成長率であります。

シニアライフサポート事業におけるコーディネーター数及び一人当たり成約件数並びに平均単価は主として当期以前の実績数値を基に、翌事業年度以降の施策及び市場環境等を加味して、予測、算定しております。ケアプライム事業における案件成約率及び成長率については、主として当期の成約実績を基に足元の契約状況及び翌事業年度以降の施策を加味して、予測、算定しております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	2,909千円
工具器具備品	2,711千円
計	5,620千円

2. 有形固定資産の減損損失累計額

建物附属設備	4,296千円
工具器具備品	750千円
計	5,047千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式　1,939,750株

2. 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

①第１回新株予約権（2018年４月25日臨時株主総会決議）

普通株式　18,720株

②第３回新株予約権（2020年７月14日臨時株主総会決議）
普通株式　15,990株
③第４回新株予約権（2021年10月22日臨時株主総会決議）
普通株式　12,840株
④第５回新株予約権（2023年１月27日臨時株主総会決議）
普通株式　44,100株
⑤第６回新株予約権（2023年１月27日臨時株主総会決議）
普通株式　2,400株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	192千円
賞与引当金	9,533千円
未払費用（賞与引当分）	1,526千円
返金負債	1,790千円
未払事業税	694千円
一括償却資産不算入額	734千円
減価償却超過額	1,148千円
資産除去債務	1,632千円
退職給付引当金	953千円
税務上の繰越欠損金	79,652千円
小計	97,859千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△54,618千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,259千円
合計	39,981千円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	596千円
合計	596千円
繰延税金資産純額	39,384千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行からの借入及び増資による方針です。

②金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、月末に残高の確認を行い、回収遅滞の早期把握を図っております。

未払金・未払費用は、その全てが１年以内の支払期日です。

一年内返済長期借入金及び長期借入金は運転資金に係る資金調達であります。

これらの債務はそれぞれ流動性リスクに晒されていますが、随時資金計画を作成し、定期的に取締役に報告を行い、流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

金融商品	貸借対照表計上額	時価	差額
一年内返済予定長期借入金	22,368	23,460	1,092
長期借入金	113,212	109,935	△3,276
負債合計	135,580	133,395	△2,184

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
一年内返済予定長期借入金	－	23,460	－	23,460
長期借入金	－	109,935	－	109,935
負債計	－	133,395	－	133,395

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

一年内返済予定長期借入金、長期借入金

変動金利分に関しては、短期間で金利を見直しており、時価と簿価は近似しているため、簿価を時価とみなしております。固定金利分に関しては、元利金の合計額を新規に同様の借入を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの取引については、レベル２の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種　類	氏　名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員	榎並将志	直接 47.91%	当社代表取締役	当社の賃貸借契約に対する債務被保証	20,779	－	－

（注）当社の本社事務所等の賃貸借契約に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には、当事業年度における地代家賃の支払額を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

サービスの名称	営業収益
シニアホーム紹介サービス（シニアライフサポート事業）	683,935
シニアホーム運営コンサルティング（ケアプライム事業）	128,513
その他	1,833
顧客との契約から生じる収益	814,287
その他の収益	―
外部顧客への営業収益	814,287

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①返金負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度
返金負債(期首残高)	5,016
返金負債(期末残高)	5,851

当社では、将来予想される返金に関しては、販売時に収益を認識せず顧客への返金が見込まれる金額について返金負債を計上しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	239円41銭
１株当たり当期純利益	63円66銭

（注）当社は2023年６月30日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株の発行）

当社は、2023年10月26日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年９月21日及び2023年10月６日開催の取締役会において株式会社ＳＢＩ証券が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行について決議し、2023年11月22日に払込が完了いたしました。

（１）募集方法	：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
（２）発行する株式の種類及び数	：普通株式　64,500株
（３）割当価額	：１株につき　1,140円80銭
（４）割当価額の総額	：73,581千円
（５）資本組入額	：１株につき　570円40銭
（６）資本組入額の総額	：36,790千円
（７）払込期日	：2023年11月22日
（８）割当先	：株式会社ＳＢＩ証券
（９）資金の使途	：①新規拠点開設費用、②人材の採用費及び人件費、③システム開発費用、④広告宣伝費等

その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月25日

株式会社　笑美面
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　原　　隆
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗　原　裕　幸

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社笑美面の2022年11月１日から2023年10月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は2022年11月1日から2023年10月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、2023年６月30日をもって監査等委員青木武士氏が辞任により退任いたしましたが、監査等委員会の員数につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2023年９月21日及び2023年10月６日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行について決議し、2023年11月22日に払込が完了しました。

2023年12月28日

株式会社笑美面　監査等委員会

常勤監査等委員　鵜飼　明子　㊞

監査等委員　岩﨑　良亮　㊞

監査等委員　牧野　誠司　㊞

（注）　監査等委員岩﨑良亮及び牧野誠司は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

今後の事業展開に備えるため事業目的を整備いたしたいと存じます。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章 総則	第１章 総則
第１条　　（省略）	第１条　　（現行どおり）
第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．広告宣伝業および広告代理業務 ２．不動産に関する情報提供サービス業務 ３．不動産流通情報の収集および分析ならびに提供業務 ４．不動産の売買、交換、賃貸およびその仲介、代理ならびに管理 ５．介護コンサルティング業務 ６．介護福祉用品・介護福祉機器の販売およびリース、レンタル業 ７．介護サービス事業 ８．有料老人ホーム事業その他介護等のシニアホーム紹介事業 ９．有料老人ホーム事業その他介護等のシニア向けサービス事業 10．M&Ａ（企業の提携・合併・買収）の仲介およびコンサルティング業務	第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．広告宣伝業および広告代理業務 ２．不動産に関する情報提供サービス業務 ３．不動産流通情報の収集および分析ならびに提供業務 ４．不動産の売買、交換、賃貸およびその仲介、代理ならびに管理 ５．介護コンサルティング業務 ６．介護福祉用品・介護福祉機器の販売およびリース、レンタル業 ７．介護サービス事業 ８．有料老人ホーム事業その他介護等のシニアホーム紹介事業 ９．有料老人ホーム事業その他介護等のシニア向けサービス事業 10．M&Ａ（企業の提携・合併・買収）の仲介およびコンサルティング業務 11．情報提供サービス業および電気通信事業法に基づく電気通信事業
（新設）	

現　行　定　款	変　　更　　案
11. インターネットおよび情報システムを利用した顧客サービス業務 12. インターネットを利用した通信販売業務ならびに情報提供サービス業務 13. コンピュータに関するソフトウェアの開発、製造、販売、リースおよび保守サービス 14. 前各号に附帯関連する一切の業務	12. インターネットおよび情報システムを利用した顧客サービス業務 13. インターネットを利用した通信販売業務ならびに情報提供サービス業務 14. コンピュータに関するソフトウェアの開発、製造、販売、リースおよび保守サービス 15. 前各号に附帯関連する一切の業務
第３条～第44条　（省略）	第３条～第44条　（現行どおり）

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）全員（３名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。取締役（監査等委員であるものを除く）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	えなみ　まさし 榎並将志 （1984年６月４日）	2006年７月 2010年９月 2011年４月 2011年６月 2012年６月	南栄商事㈱ 入社 取締役 ㈱トータルプロデュース（現 ㈱笑美面） 設立 南栄商事㈱ 専務取締役 当社 代表取締役社長（現任） トータルプランニング有限責任事業組合 職務執行者	928,980株
2	きのした　ひろし 木下裕司 （1975年10月27日）	1998年４月 2005年２月 2017年４月 2017年７月 2019年11月 2022年11月	信州ミサワホーム㈱ 入社 ㈱リクルート 入社（2012年10月㈱リクルート住まいカンパニーへ分社化） 当社 入社 当社 経営企画室室長 当社 取締役ＣＯＯ兼シニアライフサポート事業部長兼事業企画部 部長 当社 取締役ＣＯＯ（現任）	―株
3	にしだ　あけみ 西田明美 （1969年8月16日）	1995年８月 2012年１月 2017年２月 2017年10月 2018年10月	東都建設㈱（現アズマハウス㈱）入社 アズマハウス㈱ 取締役 当社 入社 当社 ＣＦＯ兼管理部長 当社 取締役ＣＦＯ兼管理部長（現任）	12,000株

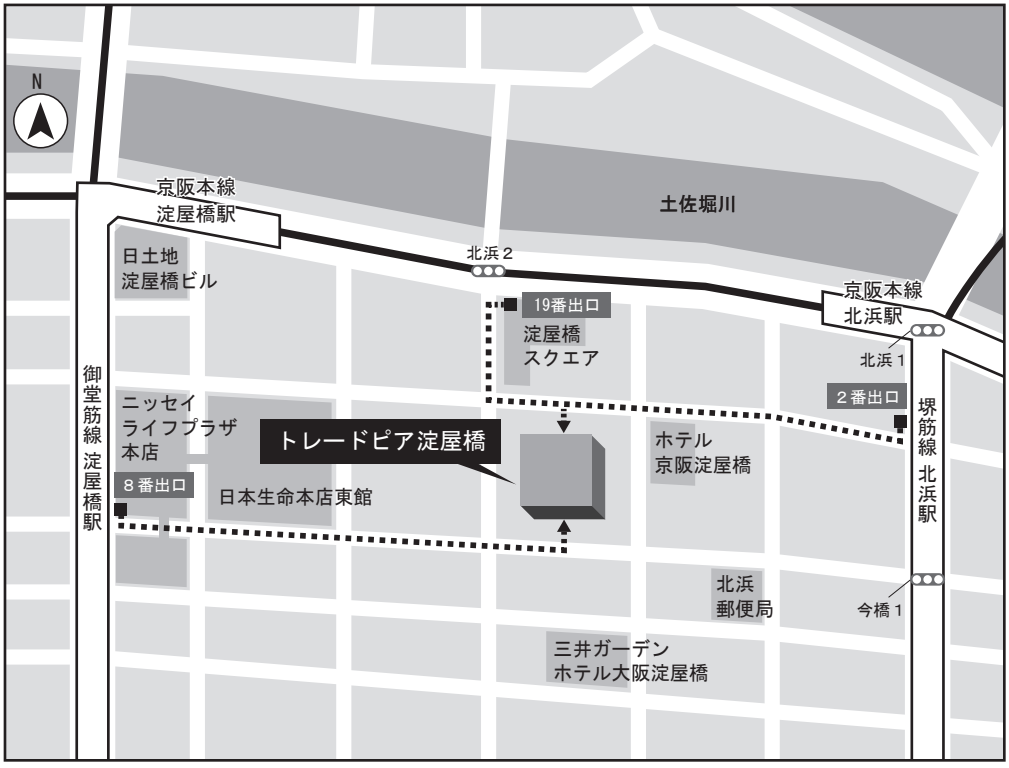
（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、2023年12月１日付で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市中央区今橋二丁目５番８号　トレードピア淀屋橋10階
ＴＫＰガーデンシティ大阪淀屋橋　バンケット10Ｂ



交通　大阪メトロ御堂筋線　「淀屋橋駅」８番出口徒歩５分
京阪本線　「淀屋橋駅」19番出口徒歩５分
大阪メトロ堺筋線　「北浜駅」　２番出口徒歩５分